

『株式会社日陸周南事業所の開設』に伴う環境保全計画について周南市環境審議会委員意見に対する回答

| 委員 | 意見内容 | 回答 |
|----|---|---|
| A | 市民の安心安全に十分留意されること。 | 市民の安心安全に十分留意した事業所とすべく、当社の既存デポの経験を元に従業員教育と設備管理・安全管理を徹底していきます。 |
| B | 排水処理工程において、監視槽において(または、最終処理槽において)異常が検知された場合、監視槽出口及び最終処理槽出口は自動で遮断されるのか？ | 監視槽で異常があった場合は監視槽から最終放流槽への流出は自動で止まります。最終処理槽にて異常があった場合は放流ポンプは自動停止するため、放流は停止します。最終処理槽の水はポンプを用い緊急用タンクへの移送および排水処理設備に返送することとしております。 |
| C | P5(産業廃棄物関係) ・産業廃棄物処理を(株)タダオに委託予定とのことだが全て処理可能か。(廃油、廃アルカリ、強酸)。 ・産業廃棄物で強酸が1.5t/年排出されるとのことだがどの工程から強酸が出てくるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理不可のものについては別途他事業所に委託します。 ・洗浄工程初期にコンテナ内に残留している液がある場合、産廃として回収します。 ・お客様より返却、搬入頂いたコンテナの積載品が酸性であった場合、産業廃棄物の区分け上、強酸としております。酸性度の高い場合はお客様にて除去後、弊社に搬入されます。 ・1.5t/年は弊社他事業所における実績を踏まえた数値です。 |
| D | 付表3の管理基準が技術調査会より修正されていますが、再検討されたのでしょうか？常時というのは、どこかでモニターなどで管理するシステムがあるということでしょうか？ | ご指摘を頂いたので再検討いたしました。本件、管理システムを設けます。常時監視対象物に対しセンサーを設けております。 |
| E | 私どもは徳山周辺海域で魚介類を採捕する漁民であります。この度、周南市へ事業所が開設され新たに経済活動が為されるとのことであり、喜ばしい限りであります。しかしながら、特定化学物質、有機溶剤が処理施設で適正に処理され海域へ直接放流されるとの計画であります。直接放流される海域はC型海域であります。排水予定水量は30トン/日であり水質汚濁防止法が定める50トン/日を下回っていることは承知ですが、C型海域へ処理施設で適正な処理をされてから直接放流されることであれば、出来得ることであればpH、CODの値をC型海域の基準値まで処理されんことを希望いたします。 | 排水管理はコンテナ洗浄業務を遂行する上で根幹のひとつであります。排水処理計画にあたっては、生活排水等の全ての要因が関係する環境基準の確保に支障を及ぼさないよう、水質汚濁防止法が定める排水量未滿とする計画としています。今後も周辺環境の保全に向けて管理の徹底を図って参ります。 |
| F | 1.P18 付図8 インターテック周南デポ緊急通報連絡系統図に関しては、休日、夜間時の連絡先(電話番号、氏名)も明記した方がよい。 | 弊事業所の営業時間は平日8時から17時ですが、休日夜間時の連絡先を緊急通報連絡系統図に明記する予定です。 |

『株式会社日陸周南事業所の開設』に伴う環境保全計画について周南市環境審議会委員意見に対する回答

| | |
|---|--|
| <p>2.P5 産業廃棄物の業務委託先に関しては、年1回は委託先に出向き、現地確認・監査を行い記録を残しておくことが必要だと考える。</p> | <p>産業廃棄物処理における監査の必要性は認識しており、委託先事業所訪問、現地での処理状況確認、許可証確認等を実施し、写真等も含めた記録を作成する予定です。</p> |
| <p>3.P3 排水処理設備の安定運転は重要である。溶存酸素(DO)の管理体制、汚泥の引抜量の管理、生物相のチェック体制を運転要員が理解しておくことが大切である。</p> | <p>ありがとうございます。安定運転の為、理解した作業員を配置いたします。今後ともご指導頂きたくお願い申し上げます。</p> |
| <p>G P1 今回の「株式会社日陸」の当事業所設置が ・行政による誘致 ・行政打診による決定 ・行政関係無い進出 ・その他 を明示すべきと考えます。 上記明示無ければ可否判断困難です。</p> | <p>今回の周南事業所は「行政関係無い進出」となります。周南市や山口県内の多くの化学会社に当社のISOコンテナを貸出しており、お客様工場の近くで迅速にメンテナンスや法定検査を行うことを求められておりました。お客様の競争力向上と徳山下松港の機能向上に貢献できると考え、進出を決めました。</p> |
| <p>P1 1.計画の概要(1)目的(6行) 上記に記載されております内容を以って当該計画を推進されるのえあれば、 ・当該コンテナ・ローリーの直近(最低10年)県内・周辺県内運用状況 ・当該コンテナ・ローリーの今日までの処理状況 を明示すべきと考えます。 上記明示無ければ可否判断困難です。</p> | <p>本事業所開設にあたり十分な分析により「顧客別月間数量(実績と見込み)」データはございますが、具体的な顧客名や数量は当社の機密情報のみならず、顧客の信頼をも損なう危険性があり提示を控させていただきます。</p> |
| <p>P6 (5)産業廃棄物関係 株式会社タダオに委託予定の理由明示が必要と思われます。 上記明示無ければ可否判断困難です。</p> | <p>(株)タダオ様への委託につきましては、従前よりお付き合いのある周南市在の企業、団体等からの情報入手、(株)タダオ様よりの説明、各許可証確認等を踏まえて選定しております。また、優良産廃処理業者認定、ISO14001認証取得されていることも鑑みて委託先と致しました。</p> |
| <p>P6 届出等「要」案件は承認後提出と認識しております。</p> | <p>環境審議会による本環境保全対策の了承後と認識しております。</p> |
| <p>付図5 付図5と環境審議会技術調査会審議検討結果 「窒素含有量検査:月1回」 は、付図5では生活排水・雨水混合の最終処理層での実施であり、環境審議会技術調査会審議内容と差異があると思われます。 窒素(燐)含有物質処理実施の際に監視槽での排水分析が必須と思われます。 上記明示無ければ可否判断困難です。</p> | <p>窒素および燐につきましては、弊社洗浄作業での発生を考えていない為、排水処理設備における最終放流槽で所内から発生する排水を総合的に管理することとしております。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>付図6 付記その他誠に申し訳ありません理解困難です。 この様な説明で市民として運営を許可できません。 例： 25%LEL・・・意味不明です。 3連バルブ動作・・・どのバルブを操作するのか不明です。</p> | <p>分かり難い資料で大変申し訳ありませんでした。 25%LELは、爆発下限界を100%とした時の25%濃度の意味です。可燃性ガスの爆発リスクを回避する為この値以下での運転が原則となっています。 3連バルブとは1)脱臭設備入口にある排ガス供給弁、2)脱臭設備をバイパスする為の弁、3)炉内冷却の為排ガスに変わり大気を吸入する為の弁の事です。通常は1)開、2)閉、3)閉となっていますが、爆発リスクのある濃度の可燃性ガスを検知した場合、自動的に1)閉、2)開、3)開となり危険回避します。 ご質問には可能な限り誠意をもってお答えし近隣の皆様、市民の皆様の</p> |
| <p>付図7 「臭気測定点」が設置境界線近くに1点のみとなっております。 風向きその他を考えた場合、観測点が当該設置点のみでは不適切と感じます。 臭気発生可能性設備周辺に複数の観測点を設置の上、 異常検出時点で速やかな対応実施を宜しく御願い致します。 上記明示無ければ可否判断困難です。</p> | <p>ご指摘の通り風向きを考えた場合、敷地境界1点では不足との事で、今回脱臭設備の出口(大気放出口)にも定置式の臭気測定点を追加する事としました。臭気発生する複数箇所は全て脱臭設備で排ガスを吸引し無臭化し大気放出します。</p> |
| <p>結果として、手元に届きました書面内容でこのまま当計画を許可出来ません。 前述内容以外でも確認漏れ事項多々あると思われます。 前述内容の御回答、計画再確認を受け再度確認の上でなければ許可不可能です。 内容御確認御検討御返答宜しく御願い致します。</p> | <p>ご質問には可能な限り誠意をもってお答えし近隣の皆様、市民の皆様の信頼を得られるように努力します。</p> |